

○財務省告示第八十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年二月九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年三月九日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びそ の条項の適 用等	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（二十年）（第八十一回、第八十九回、第一百二回、第一百十一回及び第一百十二回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回、第十二回、第十三回、第十四回、第十七回、第十八回、第十九回、第二十回、第二十二回、第二十七回、第二十八回、第二十九回及び第三十回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。） の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を				

十四 利 子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率}}{100} \times 1$$

(別表のとおり)

十五 償還 期限 償還 金額 償還 金の 基 限

額面金額百円につき百円
平成二十二年二月四日付で日本証券業協会が発表した公社

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付国庫債券） （第三十三年） （第十回）	二・〇％	平成十年四月二十五日	三十三億円
（利付国庫債券） （第三十二年） （第十回）	二・一％	平成九年四月二十五日	百三十億円
（利付国庫債券） （第三十四年） （第十回）	二・九％	平成十年四月二十二日	二百億円
（利付国庫債券） （第二十年） （第十二回）	二・一％	平成六年四月二十一日	百億円
（利付国庫債券） （第二十年） （第十一回）	二・二％	平成六年四月二十一日	四十三億円
（利付国庫債券） （第二十二年） （第十二回）	二・四％	平成六年四月二十日	二十八億円
（利付国庫債券） （第二十八年） （第九回）	二・二％	平成六年三月二十八日	三十六億円
（利付国庫債券） （第二十八年） （第十一回）	二・〇％	平成九年三月二十七日	十三億円

（別表）

十八 元利支 象国債の平
十九 入札参加 均値の単利利回りとする。
二十 払込期日 平成二十二年二月九日

各発行対 債店頭売買参考統計値表に掲
載された各発行対象国債の平
均値の単利利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

